

(写)

滋賀県と成安造形大学との連携・協力に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と成安造形大学(以下「乙」という。)は、魅力ある滋賀の文化を育み、活力にあふれた地域社会の実現に寄与するために連携・協力することに合意し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携協力のもと教育、芸術文化の発展、地域振興等に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 教育、芸術文化の発展に関する事
- (2) 地域振興および産業振興に関する事
- (3) 人材育成に関する事
- (4) その他両者が協議して必要と認めた事項

(協議)

第3条 甲および乙は、この協定に基づく連携・協力の具体的内容および成果の利用条件、その他必要な事項について協議するものとする。

(窓口の設定)

第4条 甲および乙は、第2条各号に掲げる連携・協力事項の円滑な進行を図るため、双方に連絡窓口を設置するものとする。

(期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、甲と乙のいずれから改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合およびこの協定書に定めがない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定書締結の証として本協定書2通を作成し、署名捺印のうえ各々1通を所持する。

平成22年3月23日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

嘉田 由紀子

乙 滋賀県大津市仰木の里東四丁目3番1号

成安造形大学学長

牛尾 郁夫